

## ★フリーランス法が秋より施行されます

令和5年5月12日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下『フリーランス法』)が公布されました。

このフリーランス法が今年11月に施行されます。会員の皆様にもかかわる内容ですので概略をお伝えします。

## フリーランス法とは？

個人がフリーランス(シルバー人材センター)として受諾した業務に安定的に従事できるよう、業務を委託する発注者(シルバー人材センター)に、仕事の内容(業務内容や報酬額など)を明示することが課せられます。

### ポイント

現在、請負または委任の形態で就業している会員の皆さまは、このフリーランスに該当するため、法の保護を受けることになります。

シルバー人材センターは、このフリーランス法を順守するため、今秋以降、会員の皆さまが請け負った仕事の内容について、原則として『Smile to Smile』を通して皆様に明示する形へ順次移行していく予定(※)です。

(※)『Smile to Smile』に登録していれば、センターから委任(依頼)仕事の内容を会員の皆さまがいつでも簡単にスマホ等から確認することができます。

どうしても『Smile to Smile』での確認が難しい場合は、書面の郵送や手渡しとなりますが、時間や来所の手間かかる上、紛失くされることも考えられますので、早めの『Smile to Smile』の登録をお願いいたします。未登録の方には早いめの登録をお願いいたします。

なお登録方法などが分からない場合は、センターでお手伝いしておりますので、お気軽にご利用ください

フリーランス法が施行されても、会員の皆様とセンターとの関係は変わりません

お仕事の内容や報酬のお支払いもこれまで通りですので、安心してお仕事についていただけます。